

第19章 休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長に関する基準

危省令第62条の5の2第3項又は第62条の5の3第3項の規定による休止中の地下貯蔵タンク、二重殻タンク又は地下埋設配管の漏れの点検期間の延長を認める基準は、次のとおりとする。

1 漏れの点検期間の延長の基準

「危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、かつ、保安上支障がないと認められる場合」とは、次の(1)及び(2)に適合するものとする。

- (1) 危険物が清掃等により完全に除去されていること。

(措置例)

ア タンク内に残存する危険物を抜き取り、かつ、乳化剤、中和剤等により洗浄を行う措置

イ タンク内に残存する危険物を抜き取り、不活性ガスを充填する措置

- (2) 危険物又は可燃性の蒸気が流入するおそれのある注入口又は配管に閉止板を設置する等、誤ってタンク又は配管の内部に危険物又は可燃性蒸気が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。

(措置例)

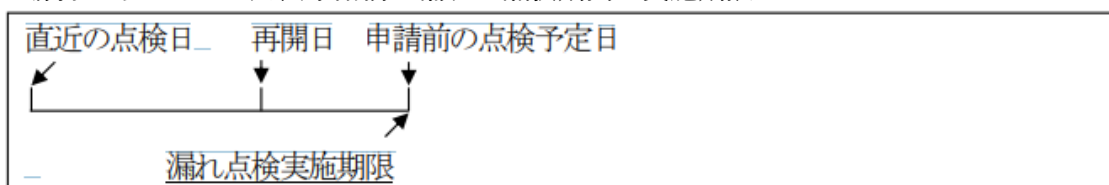
ア 注入口のフランジ部に閉止板を設置する措置

イ 配管をプラグ止めする措置

2 危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合の漏れの点検の実施時期

危省令第62条の5の2第3項及び第62条の5の3第3項の規定に基づき漏れの点検の期間が延長された後、所有者等が申請した期間延長後の漏れの点検予定日より前に危険物の貯蔵又は取扱いを再開する場合には、地下貯蔵タンク等の所有者等は、次の(1)又は(2)に定める期限までに漏れの点検を実施すること。

- (1) 延長申請前の漏れの点検の実施期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあっては、延長申請前の漏れの点検期間の実施期限



- (2) 延長申請前の漏れの点検の実施期限より後で、かつ、期間延長後の漏れの点検予定日より前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあっては、再開の日の前日

